

令和6年第7回伊賀市教育委員会 議事日程

令和6年6月24日 10:00～

伊賀市役所 4階 会議室401

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和6年第6回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第28号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について

日程第4 議案第29号 伊賀市の教育職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

日程第5 議案第30号 伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱、任命に係る専決処分承認について

日程第6 報告説明事項

① 令和6年伊賀市議会6月定例会議教育行政関係一般質問について

② 寄附について

③ 伊賀市学校施設長寿命化計画の実施計画更新について

④ 「第20回読書感想文コンクール」の実施について

⑤ 「夜のとしょかん探検」の実施について

⑥ 企画展示「人々を魅了する源氏物語」の開催について

⑦ その他

議案第 28 号

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について

伊賀市同和奨学金支給条例（平成 16 年伊賀市条例第 148 号）第 6 条及び伊賀市同和奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 13 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 6 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の任期満了に伴い、委員の委嘱及び任命を行おうとする。
- 2 委嘱・任命委員 別紙のとおり
- 3 委嘱・任命期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員

	所 属	氏 名	備 考
1	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟八幡支部書記長)	山中 理恵	再任
2	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟寺田支部支部長)	松村 哲夫	再任
3	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟前川支部支部長)	林田 一雄	再任
4	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟奥馬野支部支部長)	川極 岑生	再任
5	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟老川支部支部長)	藤田 幸一	再任
6	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟下郡支部支部長)	吉田 和男	再任
7	教育長	谷口 修一	再任
8	人権生活環境部長	瀧口 嘉之	再任
9	健康福祉部長	濱村 昭	再任
10	教育委員会事務局長	川部 千佳	再任

任期：令和6年7月1日～令和7年6月30日（1年）

改正

平成18年12月25日条例第55号

令和 2 年 5 月22日条例第16号

伊賀市同和奨学金支給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、経済的理由により修学の困難な市内同和地区の生徒及び学生に対して伊賀市同和奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、教育格差の是正による部落差別の解消を目指すとともに、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された高等学校、高等専門学校の前記3年の課程、中等教育学校の後期3年の課程、専修学校の高等課程、各種学校又は特別支援学校の高等部及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置された長期間の普通職業訓練を行う職業能力開発校、障害者職業能力開発校をいう。
- (2) 大学等 学校教育法に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校の後期2年の課程、専修学校の専門課程又は一般課程及び職業能力開発促進法に基づき設置された長期間の高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校、障害者能力開発校及び職業能力開発大学校をいう。ただし、大学に設置される専攻科、別科及び大学院は除く。

(受給資格を有する者)

第 3 条 奨学金の受給資格を有する者は、次に該当する者とする。

- (1) 修学のため住所異動した場合を除き、本人、保護者とも市内同和地区の住民
- (2) 高等学校等又は大学等に在学する者
- (3) 経済的理由により修学が困難な者
- (4) 伊賀市が支給する他の奨学金の受給者又は受給決定者でない者
- (5) 高等学校等に在学する者にあつては高等学校等の在学を条件として、また大学等に在学する者にあつては大学等の在学を条件として伊賀市が支給する奨学金を今までに受給したことがない者

(支給額)

第4条 奨学金の支給額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|----|----------|
| (1) 高等学校等に在学する者 | 年額 | 96,000円 |
| (2) 国公立の大学等に在学する者 | 年額 | 120,000円 |
| (3) 私立の大学等に在学する者 | 年額 | 144,000円 |

2 高等学校等の第1学年に在学する者には、高校等入学時奨学金として前項第1号の金額に2万円を加算して支給する。

(支給期間)

第5条 奨学金は、支給申請のあった年の4月より高等学校等及び大学等の学校教育法の規定による修業年限、職業能力開発促進法の規定による訓練期間の残り期間を限度として支給する。

(選考委員会の設置)

第6条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）を選考するため、伊賀市同和奨学金支給選考委員会を置く。

(支給の廃止)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、支給を廃止する。

- (1) 第3条に規定する受給資格を失ったとき。
- (2) 奨学金の支給を辞退したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、上野市奨学金（同和）支給条例（昭和46年上野市条例第4号。以下「合併前の条例」という。）の規定により奨学金の支給を受けている者は、この条例の相当規定により奨学金を受けている者とみなす。

(支給額の特例)

3 第4条の規定にかかわらず、前項の規定により奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、合併前の条例に規定する額とする。

(令和2年度の支給額の特例)

- 4 第4条の規定にかかわらず、令和2年度に奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、高等学校等に在学する者については年額120,000円、国公立の大学等に在学する者については年額240,000円、私立の大学等に在学する者については年額240,000円とする。

附 則 (平成18年12月25日条例第55号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

伊賀市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

伊賀市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について、下記のとおり検討を求める。

令和6年6月24日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 制定理由

中学校における休日の部活動の地域移行により、職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事しようとする場合においては、服務監督権者である市町等教育委員会において兼職兼業の許可を行う必要があることから、伊賀市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を制定しようとする。

2 制定内容 別紙のとおり

3 施行期日 令和6年7月1日

伊賀市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市の教育職員（以下「職員」という。）が休日の部活動の地域移行により、地域クラブ活動に報酬を得て従事しようとする場合において、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条に基づく兼職兼業を許可しようとする際の判断基準等について必要な事項を定めるものとする。

(従事の申請)

第2条 地域クラブ活動に報酬を得て従事しようとする職員は、兼職・兼業願（様式第1号）及び従事内容が確認できる資料を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、申請内容の確認及び職員からの聴き取り等により、次条各号に掲げる判断基準を全て満たすと確認した場合は、副申書（様式第2号）により、教育委員会に副申をしなければならない。

(従事の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる判断基準を全て満たすと認めるときは、学校長及び申請職員に許可を通知するものとする。

- (1) 学校や職員の本務に支障がないこと。
- (2) 要望や同調圧力などにより、本人の意思に反した申請が行われていないこと。
- (3) 時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月100時間未満又は複数月平均80時間以内となることが見込まれること。
- (4) 前号で規定する時間数の範囲内であっても、申請職員の心身の健康の確保に支障をきたすおそれがないこと。
- (5) 指揮命令系統、活動内容等が、学校の業務と区分けされていること。
- (6) 従事内容や雇用形態、報酬の多寡等の態様が社会通念上適当であること。
- (7) 事故等に備えて、地域団体及び職員において適切な保険に加入していること。
- (8) 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針及び伊賀市部活動ガイドラインを遵守していること。

(許可後の労働時間の把握)

第4条 学校長は、地域クラブ活動における指導に従事する職員に、地域クラブ活動従事に

係る従事時間等報告書（様式第3号）の提出を従事した月の翌月5日までに求め、地域クラブ活動での従事時間を把握し、時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計を把握した上で、必要に応じて対話を行うなど職員の健康管理に努めなければならない。

2 学校長は、前項の規定により職員から提出された地域クラブ活動従事に係る従事時間等報告書の写しを翌月10日までに教育委員会に提出しなければならない。

（許可の取消し）

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、原則として許可を取り消すものとする。

- (1) 時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が、単月100時間又は複数月平均80時間を超えたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、許可後に第3条各号に掲げる判断基準に合致していないことが認められたとき。
- (3) 学校や教職員への信用失墜につながる行為が認められたとき。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）伊賀市教育委員会

伊賀市立 学校

職名

名前

兼 職 ・ 兼 業 願

私は、次のように兼職・兼業したいので、承認願います。

- 1 兼職・兼業先
- 2 兼職・兼業名
- 3 兼職・兼業の内容
- 4 兼職・兼業の従事日、従事時間、従事内容、週当たり担当時間数
- 5 兼職・兼業期間
- 6 手 当

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）伊賀市教育委員会

伊賀市立 学校
校長 印

副 申 書

次の者から下記（もしくは別紙）のとおり、兼職・兼業の願い出がありましたので、必要書類を具して副申します。

記

1 職種、名前

2 申請日

3 添付書類

※チェックリストについても添付を行うこと

(様式第2号に添付)

●職員が地域クラブ活動に従事する場合における兼職・兼業許可申請チェックリスト		
番号	確認内容	チェック
1	本務に支障がないか。	<input type="checkbox"/>
2	申請は本人の意思によるものか。	<input type="checkbox"/>
3	時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内となることが見込まれるか。また、申請者の心身の健康の確保に支障をきたす恐れはないか。	<input type="checkbox"/>
4	指揮命令系統、活動内容等が学校の業務と区分けされているか。	<input type="checkbox"/>
5	従事内容や雇用形態、報酬の多寡等の態様が社会通念上適切であるか。地域団体との契約を確認したか。	<input type="checkbox"/>
6	事故等に備えて、地域団体及び職員において適切な保険に加入しているか。	<input type="checkbox"/>
7	「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」及び「伊賀市部活動ガイドライン」を遵守している地域団体か。	<input type="checkbox"/>
8	1～7について申請者と対話のうえ確認したか。	<input type="checkbox"/>
年 月 日 伊賀市立 学校 校長		

様式第3号 (第4条関係)

地域クラブ活動従事に係る従事時間等報告書

学校名

職・名前

- 1 申請者は従事期間中における地域クラブ活動への従事時間等の実績を月毎に記入し、翌月5日までに本様式をもって校長に報告すること。なお、従事時間等は正確に記載し、過少申告等は絶対に行わないこと。
- 2 校長は、翌月10日までに教育委員会に写しを提出すること。
- 3 時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月100時間、複数月平均80時間を超えた場合は、許可を取り消すこととなるので十分留意すること。
- 4 時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月で45時間を超えた段階において、時間外在校等時間の上限として規則等で定めていることから、心身の健康の確保に支障をきたすと認められた場合は、許可を取り消すこととなるので十分留意すること。

従事時間等実績					校長 確認
月	地域クラブ活動従事時間	時間外在校等時間	単月合計	複数月平均 (2~6ヵ月最大値)	
4月					<input type="checkbox"/>
5月					<input type="checkbox"/>
6月					<input type="checkbox"/>
7月					<input type="checkbox"/>
8月					<input type="checkbox"/>
9月					<input type="checkbox"/>
10月					<input type="checkbox"/>
11月					<input type="checkbox"/>
12月					<input type="checkbox"/>
1月					<input type="checkbox"/>
2月					<input type="checkbox"/>
3月					<input type="checkbox"/>

議案第 30 号

伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱、任命に係る専決処分の承認について

伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱、任命に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり承認を求めらる。

令和 6 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

小中学校長の人事異動及び配膳対象となる小中学校の保護者代表（PTA 役員）の交代により、伊賀市給食センター運営委員会委員の解職及び委嘱、任命に係る専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 解嘱委員

松田 久司、増田 博、福岡 順子、北村 美如、青木 千晟、森田 裕貴、中川 咲、藤澤 大眞、孫 愛東、林 尚子、上崎 みゆき

3 委嘱委員

船見 雪絵、二井 英夫、辻 晃子、松田 梢、西森 義和、呉本 好美、高原 香代美、出口 裕章、井上 恵子、祝 千尋、山本 清香

4 委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで（前任者の残任期間）

専決第 10 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 谷口 修一

令和6年度 伊賀市給食センター運営委員 名簿

参 考

委嘱（任命）期間：令和5年7月1日～令和7年6月30日

：令和6年4月1日～令和7年6月30日（前任者の残任期間）

No.	選出区分	選出母体	氏 名	新任・継続	選出母体	氏 名	解嘱
1	①	阿山小学校長	岡島 加世子	継続			
2		上野南小学校長	船見 雪絵	新任	上野南小学校長	松田 久司	解嘱
3		成和西小学校長	隠岐 徹	継続			
4		柘植小学校長	松本 徹	継続			
5		三訪小学校長	高橋 昌史	継続			
6		壬生野小学校長	藪中 俊典	継続			
7		上野南中学校長	五百雀 豊	継続			
8		城東中学校長	二井 英夫	新任	城東中学校長	増田 博	解嘱
9		霊峰中学校長	辻 晃子	新任	霊峰中学校長	福岡 順子	解嘱
10	②	府中小学校保護者	松田 梢	新任	府中小学校保護者	北村 美如	解嘱
11		中瀬小学校保護者	西森 義和	新任	中瀬小学校保護者	青木 千晟	解嘱
12		成和東小学校保護者	浅川 友和	継続			
13		三訪小学校保護者	呉本 好美	新任	三訪小学校保護者	森田 裕貴	解嘱
14		柘植小学校保護者	高原 香代美	新任	柘植小学校保護者	中川 咲	解嘱
15		西柘植小学校保護者	出口 裕章	新任	西柘植小学校保護者	藤澤 大真	解嘱
16		崇広中学校保護者	井上 恵子	新任	崇広中学校保護者	孫 愛東	解嘱
17		緑ヶ丘中学校保護者	祝 千尋	新任	緑ヶ丘中学校保護者	林 尚子	解嘱
18		柘植中学校保護者	山本 清香	新任	柘植中学校保護者	上崎 みゆき	解嘱
19	③	府中小学校栄養教諭	赤澤 奈央	継続			
20		緑ヶ丘中学校栄養教諭	加藤 由美子	継続			

※ 選出区分

- ① 小中学校長
- ② 小中学校保護者
- ③ 専門知識を有する者

伊賀市給食センター運営委員会条例

(設置)

第1条 伊賀市給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小中学校長
- (2) 配膳対象となる小中学校の保護者
- (3) 学識経験者又は専門知識を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(所掌事項)

第4条 委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項を審議する。

2 前項の審議を行うため、委員会は、必要な調査研究を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第20号）により委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

改正

平成20年1月31日教委規則第1号

平成27年3月27日教委規則第3号

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育委員会の所管に属する教育行政事務の管理執行に関する基本方針を定めること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 学校その他教育機関の敷地の設定及び変更をすること。
- (4) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (6) 人事の一般方針を定めること。
- (7) 職員の任免及び分限懲戒処分を行うこと。
- (8) 教育行政事務の執行状況についての点検及び評価を行うこと。
- (9) 教育委員会規則、規定の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申し出ること。
- (11) 法令又は条例に定められた教育機関の協議会、審議会等の委員を委嘱又は解職すること。
- (12) 校長、教頭、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (13) 児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (14) 文化財の指定及び解除を行うこと。
- (15) 教科書を採択すること。
- (16) 陳情、請願、訴訟等の処理及び申し立てをすること。

(緊急時の専決)

第3条 教育長は、前条の規定による委任事務以外の事務であっても緊急止むを得ないときは、そ

の議決に付すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処置については、教育長は会議において報告し、承認を得なければならない。

(教育長職務代理者の委任)

第4条 法第13条第2項の規定に基づき教育長の職務を代理する者は、第1条の規定により教育長に委任された事務について、伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第5号）第6条第1項第1号に規定する者に委任することができる。

(委員会の会議への報告)

第5条 教育長は、第2条の規定により委任された事務について、特に重要であると認められる事項を処理したときは、適当な時期に教育委員会に報告しなければならない。

(重要事項の付議)

第6条 教育長は、委任された事務であっても、異例又は特に重要と認められる事項については、教育委員会の議決を求めることができる。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

令和6年第7回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2024年(令和6年)6月24日(月曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室401
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、中委員、野口委員、川部事務局長、東事務局次長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、川口生涯学習課長兼中央公民館長、小林上野図書館長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 : 2人
5. 協議事項 : 議案第28号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について
議案第29号 伊賀市の教育職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について
議案第30号 伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱、任命に係る専決処分の承認について
6. 報告説明事項 : ①令和6年伊賀市議会6月定例会議教育行政関係一般質問について
②寄附について
③伊賀市学校施設長寿命化計画の実施計画更新について
④「第20回読書感想文コンクール」の実施について
⑤「夜のとしよかん探検」の実施について
⑥企画展示「人々を魅了する源氏物語」の開催について
⑦その他

閉会 : 11時07分 署名委員 中委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。ちょうど6月議会の開会中でありまして、予算審議だとかいろいろなこともあって、最終的にどのようなかというのがあるのですが、一般質問については、この後から報告させていただきながら、また皆様にもご理解をいただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育長 それでは、これより令和6年第7回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。
本日は、委員の過半数が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。議事録署名委員には、**中委員**を指名いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**中委員**といたします。よろしく申し上げます。

教育長 日程第2 令和6年第6回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(異議なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりといたします。

教育長 日程第3 議案第28号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務長から説明)

教育長 1年間に新たに任用したいということでございますがいかがでしょうか、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第28号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。よって、議案第 28 号は、承認されました。

教育長 日程第 4 議案第 29 号 伊賀市の教育職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定についてを議題といたします。本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。新たに作る要綱です。県から何か指導はありましたか。

学校教育課長 県からの雛形をもとにある程度それに倣って作成しました。ほぼ変更していません。

委員 休日のクラブ活動のみが地域移行するというかたちで、先生も許可を得て報酬を得て参加するということによかったですか。

学校教育課長 はい。

委員 現在は野球と剣道のみで、バスケットもこれから地域移行できるようであればいき、ゆくゆくはすべてのクラブ活動を移行していくということで、文化部もそのようなかたちをとるのでしょうか。

学校教育課長 野球については最近どんどんやりたい子が減ってきて廃部となる学校が多くなってきています。そのため、早急に地域移行して、すべての学校の生徒が、参加できるようにということで進めています。バスケットについては、例えば霊峰中学校には男子のバスケットボールはあるが、女子がない。反対に、大山田中学校は女子はあるけれども男子はない。そういった状況の中で、霊峰中学校の女子もバスケットをしたいというお子さんであるとか、反対に、大山田中学校の男子でバスケットをしたいというようにお子さんも、休日には参加できるということになりますので、できるだけ早急にその子たちが参加できるような移行をすすめていきたいと思っています。文化部、吹奏楽部についても、これはなかなかハードルが高いが令和 8 年度末までには完成する予定です。

教育長 はい。よろしいですか。

委員 文化部は吹奏楽部以外にもたくさんあると思うのですが、文化部は吹奏楽部しかないのでしょうか。

学校教育課長 他にも部活はあるのですが、土日に活動しているのは、吹奏楽部に限られていると聞き取り調査でなっていますので、休日の部活動の移行です。吹奏楽部を念頭に置いています。

委員 移動手段は誰が移動させるのでしょうか。

学校教育課長 保護者の方をお願いするしかないかなと思っています。

委員 危険を伴うので、保護者の方が加入するような保険などあるのですか。今のところそこまで検討しておりません。保護者の方は車の保険に入られてると思いますので、それをご利用いただきたいなというふうには考えています。

委員 そういう細かいところも、決めていただけたらいいかなと思います。地域によってもいろいろ違うと思うのですが、それもやっぱり統一して決めていただきたいのでよろしくをお願いします。

教育長 他にありませんか。

委員 少しわからない点があるので教えていただけますでしょうか。先ほどのご説明の中で、バスケット部、女子も男子も部活動として活動されていないが、移行することによってできるようになっていくというようなお話があったと思うのですが、それはこの休日の活動を移行するだけ

で、私の認識としては、その中学校に存続する分が、平日は中学校での中で活動して、休日の活動をその地域に移す。部活動そのものはその学校に帰属するという認識だったのですが、今、活動は休日だけ。そこで、活動できるっていうのはその部活そのものはその学校に存在している状態なのではないでしょうか。

学校教育課長

休日のみです。平日は部活動がありませんので、当然、例えば霊峰中学校の女子で、バスケットに所属したとしたら平日はできませんけれども、休日は、その地域移行した地域クラブ活動に参加をすることができると、いうふうな形になります。

委員

その方が自らその活動をしているクラブチームに所属するのと、中学生の部活動として休日以降のその活動に参加するのと、何が違うのですか。

学校教育課長

クラブチームっていうのは、あくまでも地域の中で作られた団体なのですが、主にはやっぱり勝つことをメインに考えて、保護者が負担をしながら活動されている場所です。地域クラブ活動というのは、子どもの中には一生懸命やって勝ちを目指す方もいれば、楽しくスポーツに参加をしたいという子もいますので、そういった子も含めまして、参加できるような形で、現在、本市においても、部活動ガイドラインというのを策定しております。これについては、子どもたちの成長段階を考えて、休日についても、土日のどちらかの3時間以内の活動と決まっておりますので、移行した後の地域クラブ活動はそのガイドラインを遵守した上で活動していただける団体を作るというふうに考えております。クラブチームであれば練習してもらっても問題はないのですが、そういったところが違うということです。

委員

生徒は休日活動のその分を部活動に参加して活動するということですね。

学校教育課長

そうです。

委員

もう少し教えて下さい。例えば吹奏楽部など土日の活動練習等がありましたけれど、あるいはそういう大会とかに出場する際には、土日に行われる場合、担当の教職員がついていくのか、土日の指導を普段練習の指導にあたるものがついていくのか。その学校に所属して下さってる吹奏楽部の担当の先生が、休日に登録されてない場合は、付いて行けないことなるのですか。

学校教育課長

地域クラブ活動連絡協議会で承認をしましたが、中体連等の大会にも参加することが可能になります。従って、基本的には、この休日分の地域クラブ活動で大会に出させていただくことになりますので、そのときの、例えば監督であるとか、指導者もその休日に指導していただいている方にしてもらうことになります。

委員

休日の活動を受けていただく地域活動がなかった場合、この教職員の方々の有志でそういった団体を作って、休日も活動させてあげようっていう動きが出た場合、職員の方が、今ある母体に指導者としてその時間帯、マッチングするのは、この申し出によって許可されるというシステムですけれども、その母体そのものを作りたいう場合は、それは許可されるのですか。

学校教育課長

そのものを作っていただくのも結構です。ただ、先ほど言いました、部活動ガイドラインに従った時間であるとか、沿った運営をしていただくということで、やっていただくことになります。野球もです。実際には今、部活動があるのですが、どこも今3年生がいるのでそれぞれチームでやれているのですが、秋以降3年生が抜けるとかなり少ない人数に

なりますので、調整をしていきますが、ある程度団体を作って、そこに先生方に、指導者になっていただくというようなイメージで考えております。

委員
委員

わかりました。ありがとうございます。

例えば大山田中学校は野球部があります。3年生が抜けたら、もしかしたらぎりぎりの人数になります。一応試合ができるけど、多分子どもたちは土曜日の日は練習に行っていると思うのですが、その土曜日はもうなしってことですか。地域活動に入らないとできないということになるのですか。

学校教育課長

地域移行を、進めていく中で、どこも子どもの人数が少ないので、1つとっていますが、ただ、大山田中学校の野球部の保護者さんで子どもさんが自分たちだけでやりたいということであれば、大山田中学校の野球部を地域移行しますが、そこに指導者を派遣して、顧問が指導せずに、その派遣した指導者を出して存続をすると、いうふうな形になります。

委員

土曜日の日に見てくれる地域指導者がいないと、土曜日の練習ができない。

学校教育課長

全くそういうことです。ただ、一応今野球については指導者が確保できているというか、見込まれているので、進めていきたいというふうに考えています。例えば大山田中学校がそのまま自分たちでやりたいということであっても、待遇や少年野球部のない学校の子どもさんも参加出来ることになります。もしかしたらそこに別の学校のお子さんが来て、一緒にするというような形になるかもわかりません。

委員
委員

ありがとうございます。

例えば子どもは普段崇広中に行って、平日学校でバスケやっています。でも、土日は緑中が強いから、あっちのチームに入りたい。というのはOKなんですか。

学校教育課長

今のところ、それは認めておりません。今後、例えば、もう緑中も崇広中も一緒にしてしまうっていうのを、地域移行でつくれば、そういうことは可能ですが、もしその崇広中学校を、人数がある程度たくさんいるので、地域移行するという場合には、そこに指導者を派遣してするので、こっちが強いから行きたいということは、ちょっと難しいというか、平日そのクラブに入ってなくて、土日だけそっち行くとかっていうことを言い出す子も、いるかもしれない。

委員

自分の学校にバスケがないからどこでも行けるけど、自分とこにバスケがあったら好きなところに行けないっていうふうな感じになるってことですか。

学校教育課長

今のところ先ほど言ったように、平日は別の部活動に入っていて、または部活動に入っていない。それが休日だけバスケットに参加する。これは可能です。それから、今言わせていただいたのは、バスケットについて一部偏りがあるところを、まず地域移行しようと思っているので、崇広であるとか緑のバスケットが人数が多いですので、今のところそのまま部活動のままで残しておきたい。ただ、ゆくゆくは地域移行をしないといけないと思います。その時には、また形を考えて検討していきたいなと思います。

委員

もう人数が少なくなるので、クラブ自体の評価というか、伊賀市全体として考えたときの、スポーツの振興で考えたら、もう寄せていって強いチームを作った方がいいような気もするのですが、いろいろややこしそうなので、また整頓をお願いしたいと思います。

学校教育課長

はい。わかりました。

教育長 運営協議会だから、連絡協議会、スポーツ団体、それからいろんな競技団体も入ってもらった。連絡協議会からいろいろ、こんなふうにしていこうとかいう話を、基本的にはそこが中心なってやっていただくということで、この6月に立ち上げて、やっと動き出した。第1回の説明会がこの間行われて、そこでもいろんな意見も出していただき、協力してくださいとか、そのやり方も、競技を勝つためにやるのか、いやいや、ある意味青少年の育成という意味でやるのかということもお話されていた。基本的には私たちは、青少年育成、中学生の健全な育成という形でお願いしたいと思っははいただいているのですが、そこで、どういう形、私たちも話しながら、課題も出てくるということになりますので、そこでも十分話をしていくと。休日、全部外部の方に委託してしまうと、そこまで指導者もいないし、保護者の理解もいってないということなので、今まだ中途半端な形ですけど、一部始めようかという、状況になつてかなと思っははしています。この先生が何人ぐらい参加するっていうのは、大体わかっていますか。

学校教育課長 今、野球の方に指導者は、登録していただいた方が6、7人いてくままして、その方にこの秋以降依頼をしていきたいなと思っははしています。ただ、野球の場合、それ以外にも、スポーツ少年団等の方で受け皿になつてもいいよということも言っははいただいているチームもあるのですけれども、ちょっと今人数が少ないので教職員で何とかいけそうかなというふうに思っははしています。

教育長 他に皆さん、ご質問等ないですか。普段の勤務を合わせて100時間超えないように、それから年間、複数、月平均8時間以内となるということは、これはもう超えることはないですか。

学校教育課長 今現在、中学校で土日に部活動指導もしていただいています、現状を考えると、そこまですることはないかなというふうには思っははしています。ただ、もしかすると、練習試合をたくさん入れてあげたいというような先生も出てくるかわかりませんが、そこら辺はこちらである程度規制をかけて基本的に守っははいただくように思っははしたいと思っははしています。6・7人いてくれるので秋以降移行していきなたい。人数が少ないので今のところ、この人数でやっははいけるのかなと思っははしている。

教育長 他に、ご質問ございませぬか。

(なしの声)

教育長 ご質問なしと認めます。よつて、討論に入ります。要綱を定めるに当たつてのご意見ございませぬか。一時間の金額はいくらですか。

学校教育課長 1時間1,600円です。

教育長 教職員もそれ以外の方もみんな1,600円で払うと。1時間1,600円で、部活が3時間でそれぞれ3倍。

学校教育課長 基本的には指導時間が3時間以内で、当然準備や片付けの時間も必要になるかと思っははしますので、3時間半から4時間分の報酬を支払うことになるかと思っははします。

委員 先生はそうだが、他の講師とかはどうなりますか。

学校教育課長 講師は営利企業届を出っははいただくことになる。

教育長 講師は兼職兼業ではないのですが、営利企業従事届というのがありますので、それを提出をしていただくことで、可能になります。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 29 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。よって、議案第 29 号は、承認されました。

教育長 続きまして、日程第 5 議案第 30 号 伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱、任命に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、いがっこ給食センター夢所長から説明をお願いします。

(いがっこ給食センター夢所長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。7 月 1 日から来年の 6 月 30 日までということですね。今年はまだ 1 回も集まっていないのですか。

いがっこ給食センター夢所長 例年 7 月末ですので、今年も 7 月 29 日に予定しています。

教育長 これは私からのお願いですけど、その会議の中で委員が重要な事項を審議するっていうことになっているのですが、給食の無償化等、重要な事項含めてそこでご意見をいただけたらありがたいと思います。審議というよりは、皆さんから聞かせていただくように、お願いできたらと思います。他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 30 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。よって、議案第 30 号は、承認されました。

教育長 日程第 6 報告説明事項に移ります。事項①番 令和 6 年伊賀市議会 6 月定例会議教育行政関係一般質問について、説明します。

(教育長、説明)

教育長 事項②番 寄附について教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 事項③番 伊賀市学校施設長寿命化計画の実施計画更新について、学校施設室長から説明をお願いします。

(学校施設室長、説明)

教育長 ご質疑ございませんか。20年ぐらい経ったら一度直しなさいっていう補助が国としては出てくるので、工事の対象になってくるのでちょっとずつ直して、長寿命化をさせようという国の方針なので、今までみたいに古いのを急に一気に直すメニューがほとんどなくなっています。

教育長 事項④番 「第20回読書感想文コンクール」の実施について、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長、説明)

教育長 事項⑤番 「夜のとしょかん探検」の実施についてと、事項⑥番 企画展示「人々を魅了する源氏物語」の開催についてを上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長、説明)

教育長 事項⑦番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

教育長 それでは、これをもちまして、第7回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

11時 07分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員